

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第20期

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brhd.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社ビーアールホールディングス

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称 極東興和(株)
東日本コンクリート(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・未成工事支出金、商品及び製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、当社本館建物及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 12～50年

機械・運搬具・工具器具備品 3～9年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 工事損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ハ. 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保等の支出に備えるため、瑕疵担保期間内における将来の補償見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(建設事業)

建設事業において、個々の財又はサービスをインプットとして契約の目的である工事物件（アウトプット）に統合する重要なサービスを提供しており、顧客と締結した請負契約の個々の財又はサービスを他の約束と区分して識別できないため、単一の履行義務と判断しております。このため、連結会計年度の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工期にわたって売上高を認識しております。また、当社グループは総工事原価を積算し、契約に係る進捗度を合理的に見積ることが可能であることから、進捗度の見積りにはインプット法（期末日における総見積原価に対する発生原価の割合に応じた金額）を採用しておりますが、総工事原価を合理的に測定できない場合、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。

ただし、短期間で履行義務が完了する請負契約については、検収日の一時点で収益を認識しております。

(製品販売事業)

製品販売事業において、履行義務は顧客仕様の製品の製造及び運搬を行うことですが、分離して別個の財又はサービスとして履行できないことから、単一の履行義務と判断しております。資産を他の顧客又は別の用途に転用することができず、かつ、現在までに義務の履行を完了した部分について、当社グループが対価を収受する強制力のある権利を有しております。

このため、連結会計年度の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、契約期間にわたって売上高を認識しております。進捗度の見積りには、アウトプット法（主として移転される財又はサービスの総量に対する割合に基づいて収益を認識する方法）を採用しております。

ただし、短期間で履行義務が完了する契約については、完納日の一時点で収益を認識しております。

(情報システム事業)

受託事業において、履行義務は顧客から委託された業務を納期までに完了させることであり、履行義務の充足は業務が完了し顧客による検収を受けた時点と判断し、当該時点で請負契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

派遣事業において、履行義務は契約期間にわたり労働者を提供することであり、当該履行義務は契約期間

にわたり労働時間の経過につれて充足されると判断し、当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 建設業施行規則（昭和24年建設省令第14号）に準じて連結計算書類を作成しております。

ロ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

ハ. 事前交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）

事前交付型譲渡制限付株式の報酬費用総額は、契約成立時点の時価（株価）で測定し、対応する勤務期間が1年間で短期であることから、その全額を当連結会計年度の営業費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより一定の条件の工事については、履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収が見込まれる金額で収益を認識する方法（「原価回収基準」）に変更しております。また、製品販売事業において、製造請負に該当する事業については、従来履行義務の完了時に収益を認識しておりましたが、原則として義務の履行につれ収益を認識するよう変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は221百万円、売上原価は278百万円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ57百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は57百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「受取地家賃」(当連結会計年度は、6百万円)、「受取ロイヤリティ」(当連結会計年度は、2百万円)及び「助成金収入」(当連結会計年度は、5百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 建設事業における収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末において、インプット法(連結会計年度末日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法)及び原価回収基準(総工事原価を合理的に測定できない場合、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識)により認識した完成工事高は28,310百万円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(算出方法)

当社グループは、工事契約に関して、連結会計年度の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工期にわたって売上高を認識しております。また、当社グループは総工事原価を積算し、契約に係る進捗度を合理的に見積ることが可能であることから、進捗度の見積りにはインプット法を採用しておりますが、総工事原価を合理的に測定できない場合、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。

これらの見積りには不確実性が伴うため、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

a. 認識の単位

当社グループでは、工事契約に係る認識の単位は原則として顧客との契約単位としております。

b. 工事進捗度

当社グループは、総工事原価を積算し契約に係る進捗度を合理的に見積ることが可能であることから、工事進捗度はインプット法を採用しております。

c. 工事契約変更分の見積り

工事契約の変更について変更契約書等がない場合であっても、発注者からの作業指示書ないし打合せ議事録等により、変更内容及び変更金額について発注者と実質的な合意が認められるときには工事契約の変動額を見積り、工事収益を認識しております。

(主要な仮定)

建設事業における収益認識にあたり、以下の仮定を設けております。

a. 工事進捗度

インプット法の採用にあたり、発生原価が工事総見積原価との関係で、連結会計年度末日における工事進捗度を合理的に反映しているものと仮定しております。

b. 工事契約変更分の見積り

工事の進行過程で当初予定していなかった状況の変化により契約変更が行われることがあります。契約変更に関する情報収集、工事総見積原価及び工事収益総額の見直しが適時に行われることを仮定しております。

(翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響)

上述の仮定及び見積りについて、将来の不確実な工事契約の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類の完成工事高に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	738百万円
完成工事未収入金等	3,967百万円
契約資産	15,753百万円

- (2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額 239百万円

なお、未成工事受入金は全額契約負債であります。

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 9,567百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額162百万円が含まれております。

(4) 担保に供している資産

建物・構築物	48百万円
機械・運搬具・工具器具備品	12百万円
土地	495百万円
計	556百万円

上記有形固定資産のうち工場財団抵当に供している資産

建物・構築物	48百万円
機械・運搬具・工具器具備品	12百万円
土地	495百万円
計	556百万円

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	一百万円
--------------------	------

(5) 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	6,000百万円
借入実行残高	2,900百万円
差引額	3,100百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「10. 収益認識に関する注記(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	45,795千株	一千株	一千株	45,795千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	802千株	一千株	180千株	622千株

(注) 自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	269	6	2021年3月31日	2021年6月21日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	271	6	2021年9月30日	2021年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月17日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- イ. 配当金の総額 271百万円
- ロ. 1株当たり配当額 6円
- ハ. 基準日 2022年3月31日
- ニ. 効力発生日 2022年6月20日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 405,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等のほか、株式発行等状況に応じて最適と思われる手法により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程の売上債権管理要領に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。デリバティブ取引については現在実施しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金預金、受取手形・完成工事未収入金等、未収入金、支払手形・工事未払金等、電子記録債務、未払金、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等、預り金、未成工事受入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	381	381	—
(2) 長期借入金	(3,750)	(3,746)	3

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

長期借入金は「1年内返済予定の長期借入金」を含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区	分	連結貸借対照表計上額
非上場株式		48百万円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	381	—	—	381

(時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,746	—	3,746
負債計	—	3,746	—	3,746

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、広島県において、賃貸用の住宅及び店舗ビル（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
95百万円	475百万円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づく不動産鑑定士からの評価額に基づき評価しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結累計期間（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：百万円）

セグメントの名称	主要な財又はサービス	金額
建設事業	PC 橋梁（新設）	13,272
	補修工事（床版取替工事）	10,484
	補修工事（その他）	3,550
	その他	3,929
	小計	31,236
製品販売事業	橋梁製品	882
	マクラギ	2,004
	建築用製品	1,229
	その他	247
	小計	4,364
情報システム事業	受託開発・派遣事業等	256
顧客との契約から生じる収益		35,857
不動産賃貸事業	不動産賃貸	41
その他の収益		41
外部顧客への売上高		35,899

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,875
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	4,705
契約資産(期首残高)	16,982
契約資産(期末残高)	15,753
契約負債(期首残高)	872
契約負債(期末残高)	2,024

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、710百万円でありま
す。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主として取引価格の
増額)の額は924百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は46,081百万円であり、当社グループは、
当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に1年から3年までの間で収益を認識することを見込んで
おります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 292円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 33円85銭 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、本館建物及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
----	--------
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

（関係会社受取配当金）

当社グループ会社への出資により年2回の配当金を受け取っており、配当金を受け取った時点で収益を認識しております。

（経営管理収入）

履行義務は契約期間にわたり当社グループ会社への経営指導を行うことであり、契約期間にわたり経営管理サービスの支配を顧客に提供した時点で収益を認識しております。

（不動産賃貸収入）

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき売上高を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

①連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

②事前交付型譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)

事前交付型譲渡制限付株式の報酬費用総額は、契約成立時点の時価(株価)で測定し、対応する勤務期間が1年間と短期であることから、その全額を当事業年度の営業費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、経営管理サービスの支配を顧客に提供した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社投融资の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度に計上した金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

勘定科目	計上金額
関係会社株式	7,324
関係会社短期貸付金	8,597
関係会社長期貸付金	320
上記に係る貸倒引当金	—
関係会社株式評価損	—
貸倒引当金繰入額	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(算出方法)

a. 株式の評価

当社の保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は損失として計上することとしております。

当社では、実質価額が著しく悪化した関係会社について中期経営計画をもとに回復可能性を見積り、概ね5年以内に回復しない場合は損失処理を行うこととしております。

b. 債権の評価

財政状態の悪化により債権及び融資の回収が困難となった関係会社については、当該会社に対する債権及び融資について個別に回収可能性を見積り、回収不能見込額を損失処理することとしております。

回収可能性の見積りにあたり、中期経営計画に基づく将来キャッシュ・フローを見積り回収不能部分について貸倒引当金を計上することとしております。

これらの見積りには不確実性が伴うため、当社の業績を変動させる可能性があります。

(主要な仮定)

a. 中期経営計画

回復可能性及び回収可能性の見積りにあたり中期経営計画を利用しておりますが、中期経営計画の策定にあたり国土交通省やNEXCO及びJRIT等の発注量を予測し反映しております。

なお、契約金額は低廉なものではなく適正価格で行われること（契約変更に係るものを含む）を想定しております。

また、製品を製造する工場の稼働率はその生産能力に比し適正な水準であることを想定しております。

(翌事業年度の計算書類に与える影響)

上述の仮定及び見積りについて、将来の関係会社の業績変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類の関係会社株式、貸倒引当金、関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 469百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分掲記したものも含む）は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 9,212百万円
 - ② 長期金銭債権 320百万円
 - ③ 短期金銭債務 1,534百万円
 - ④ 長期金銭債務 59百万円
- (3) 貸出コミットメント
- 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。
当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 6,000百万円 |
| 借入実行残高 | 2,900百万円 |
| 差引額 | 3,100百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（区分掲記したものも含む）

- ① 営業収益 1,087百万円
- ② 営業費用 74百万円
- ③ 営業取引以外の取引高 109百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	802千株	一千株	180千株	622千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

株式報酬費用	59百万円
関係会社株式評価損	206百万円
関係会社支援損	66百万円
減損損失	5百万円
繰越欠損金	74百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	418百万円
評価性引当額	△391百万円
繰延税金資産合計	26百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△27百万円
繰延税金負債合計	△27百万円
繰延税金負債の純額	△1百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 兼任等	事業上の 関係				
子会社	極東興和㈱	1,600	建設事業・製品販売事業	100	兼務5名	経営指導及び経営管理システムのサービス提供	経営指導コンサルティング契約、経営管理サービス契約	124	未収入金	22
							連結納税個別帰属額	390	未収入金	390
							工場土地・事務所賃貸契約	121	長期預り金	58
							貸付金利息の受取	57	関係会社金	7,578
						当社借入に対する債務被保証	4,650	短期貸付金		
子会社	東日本コンクリート㈱	100	建設事業・製品販売事業	100	兼務4名	経営指導及び経営管理システムのサービス提供	経営指導コンサルティング契約、経営管理サービス契約	24	預り金	1,400
							連結納税個別帰属額	195	未収入金	195
子会社	キョクトウ高宮㈱	100	製品販売事業	100	兼務1名	経営指導及び経営管理システムのサービス提供	経営指導コンサルティング契約、経営管理サービス契約	5	関係会社金	1,019
							工場土地賃貸契約	6	関係会社金	320
							貸付金利息の受取	12	長期貸付金	
子会社	ケイ・エヌ情報システム㈱	50	情報システム事業	100	兼務1名	経営管理システムの開発、保守委託	当社の情報処理業務、ソフト開発委託	109	未払金	30
									預り金	81

(注1) 当社グループ内の企業相互間の余剰資金を集中管理することにより、資金の効率化を図る目的でCMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しており、市場金利等を勘案した上で取引条件を決定しております。なお、グループ内の会社間で資金の貸借を随時行っているため、取引金額は記載しておりません。また、上記期末残高の預り金及び短期貸付金はCMSに係るものであります。

(注2) 経営指導コンサルティング料及び経営管理サービス料は、コンサルティング契約等に基づく、継続的経営指導、基幹システムの提供、間接業務の提供などの対価であり、每期交渉の上決定しております。情報処理業務、ソフト開発委託及び工場土地・事務所賃貸契約については、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。債務被保証について、保証料の収受は行っておりません。

(注3) 連結納税個別帰属額は、当社の連結納税額計算に基づき配分しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	181円97銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円14銭